

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和3年3月12日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時22分

出席者 委 員 委員長 永 田 武 志

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 茂 呂 健 市

福 富 善 明 大阿久 岩 人 小 堀 良 江

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 坂 東 一 敏 青 木 一 男

内 海 まさかず 小久保 かおる 針 谷 育 造

氏 家 晃 入 野 登志子 千 葉 正 弘

白 石 幹 男 広 瀬 義 明 関 口 孫一郎

針 谷 正 夫 松 本 喜 一 梅 澤 米 満

福 田 裕 司 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	澁江和弘
都市整備部長	宇梶貴丈
上下水道局長	田中修
道路河川整備課長	河田正雄
道路河川維持課長	深津悟
土木管理課長	菊池照見
公園緑地課長	芳野英明
都市計画課長	高野義宏
市街地整備課長	大塚和美
住宅課長	加茂浩史
建築課長	稲田菊二
企業経営課長	堀江克実
水道建設課長	渡辺精一
下水道建設課長	大森克美

令和3年第2回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

- 令和3年3月12日 午前9時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第41号 栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第42号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第55号 市道路線の変更について
- 日程第5 議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）（所管関係部分）
- 日程第6 議案第17号 令和2年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第18号 令和2年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（永田武志君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（永田武志君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（永田武志君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第41号 栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 皆様、改めましておはようございます。3月市議会、最後の常任委員会となります。今日一日よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。ただいま上程いただきました議案第41号 栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案書は141ページ、議案説明書はその2の58ページでございます。初めに、議案説明書その2の58ページをお開きください。栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、国の道路構造令の一部改正に準じ、自転車通行帯を設ける市道の構造の技術的基準を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市道路構造条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。改正の概要であります。国において道路構造令が改正され、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯が新たに規定されたことに準じ、本市においても安全な自転車通行区間の確保を推進するため、自転車通行帯の設置要件を定めること及びそれに伴う所要の改正を行うものであります。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、60ページをお開きください。栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の新旧対照

表でありまして、67ページまでとなります。条文の現行と改正案でありまして、アンダーラインの箇所が改正箇所であります。まず、第4条第1項の車線等に「自転車通行帯」を加え、同条5項の車線区分のない道路及び第6条第2項の副道では「自転車通行帯を除く」を加えております。

続いて、第8条の2として、新たに自転車通行帯を規定し、それに伴い第10条の自転車と第11条の自転車歩行者道及び第12条の歩道の設置要件を見直しております。

また、第21条第2項、第29条第2項、第31条第3号及び第32条第2号において、見通し及び見通すを漢字に改めております。

第32条第3項に「自転車通行帯を除く」を加え、第41条各項の小区間改築の場合の特例に自転車通行帯の幅員を縮小することができる規定として、第8条の2第3項の加えるものであります。

次に、議案書の141ページをお開きください。議案第41号 栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市道路構造条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

次の142ページをお開きください。栃木市道路構造条例の一部を改正する条例であります。栃木市道路構造条例の一部を次のように改正するものであります。改正内容につきましては、自転車通行帯を設ける市道の構造の技術的基準を定めること及びそれに伴う所要の改正でありまして、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、143ページをお開きください。附則であります。施行期日として、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局からの説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 第8条の2項に道路上の交通量に従いまして3種及び4種という道路について、私ちょっと分からないものですから、説明をお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 簡単に申しますと、道路の構造令としまして第1種から第4種までございまして、第1種と第2種は高速道路、自動車の専用道路の位置づけになっておりまして、今回の対象となりますのは3種、4種です。車道と歩行者とかが混同する部分を指しますので、今回の対象の自転車の通行帯につきましては第3種と第4種が対象となることによって、こういう表記になっております。

以上でございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 第8条の2項には今のことが書いてあるのですが、3番目に自転車通行帯の幅は1.5メートル以上とするということになっているのですが、自転車通行帯の幅を1.5メートル以上の道路が確保できる市道は栃木市としてはどこら辺にあるのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 基本的に街路事業で整備したものが対象となります。基本的に車道と歩道ができていまして、その間に路側帯が、白線である程度余裕がある幅がございます。それは街路によって1メートル50あるものと少ないものがございます、基本的に歩道つきの道路につきましては対象の路線ということで考えていただいて大丈夫かと思えます。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 1メートル50の路側帯とか植栽帯があるところが1.5メートル以上の確保ができるということなのですが、栃木市の場合はちょっと環境が悪くて、道路の中に電柱があるのです。その電柱を寄せないと、自転車の通行帯を確保するということが難しいと思うのですが、そこら辺の今後の考えについてお伺いいたします。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 現在そういうイメージとしては、車道があって、駐停車する場所が今回の対象エリアとなりますので、そのエリアにつきましては支障物件、今議員がおっしゃるような電柱とか、そういうものはないところなので、新たにその1.5メートル確保するために電柱移転をしてまでということは、ちょっと現在は考えてございません。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 栃木市の道路構造の条例が変わるのですが、私が今話したようなことも考えて、全体的なものを進行していただければと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 今現在予定箇所はございませんけれども、今総合政策で取り組んでおります食とスポーツの地域活性化の観光振興計画が、サイクリングロードとかそういうものの計画が入っております。その辺とリンクすることもありますので、その中でこの条例の適用する箇所があれば、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今遊水地を踏まえた道路環境に、西方までサイクリングロードをやっているという市のほうの考えも持っているのですが、今課長が言われたように、今後とも道路環境を整備し

ていただくようよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） おはようございます。ご苦労さまです。

今ご説明いただいた中で、今の自転車通行帯なのですけれども、結局自転車通行帯が設けられるということは、ある程度法令的なところ、制約があるということで、設ける場合は全部そこに標示、自転車通行帯とかいった標示で認識できるような、そういったことになるのでしょうか、確認です。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 今委員おっしゃるとおり、現在一番分かりやすいのは、駅前から片柳、西中の南の通りに、この基準とは違う形で整備をさせていただきました。その中で青い標示と、あとは今おっしゃったような自転車通行帯という表記もしますので、利用される方は基本的には歩道は歩行者が通るところで、自転車も通れるのですけれども、自転車通行帯が設置された場合はそこに誘導するような形でその標記のほうも考えてございます。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 少しお門が違うのですけれども、今この道路課と、これから新規道路というのできると思うのですね、開発とか何かで。そういうときには、そういう開発課とか道路課ということで、こういうものが出たということは、話し合いとか今後そういうものは変わっていく可能性はあるのですか。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 今の開発ですと6メートルが基本になってございます。中には、16メートルとか18メートルとか可能性がないわけではないので、そういうことがあれば協議の中でこの条例があることはお話しして、現実的にはある程度長いスパンで設定しないと意味がない自転車通行帯なので、現実的には今市で管理する道路が基本になると思いますけれども、それが今委員がおっしゃる、ないかという、ある可能性はあるということで考えてございます。

○委員長（永田武志君） 澁江建設部長。

○建設部長（澁江和弘君） 今課長が話したとおりなのですが、ここの条例の中には通行帯を設けるということの前に、歩行者が多い、自転車が多いというくだりがあります。要するに自転車の通行が多いところ、1日当たり500台がある、そういう見込みのあるところが比較的該当になりますので、その辺開発の道路、開発されるところのエリア、どういうことによって交通量が発生するか、よく勘案しながら、多分今言ったように加わっていく、要するに考慮するということも考えられる

かと思います。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第2、議案第42号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第42号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は145ページ、議案説明書はその2の68ページでございます。初めに、議案説明書その2の68ページを御覧ください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の改定に準じまして、本市の道路占用料を改定するため栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますけれども、国の道路の占用料につきましては、3年に1度見直されまして固定資産税評価額の評価替え、またその地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえまして、現在国におきましては令和2年4月1日から道路法施行令の一部改正によりまして道路占用料が改定され

ております。本市におきましても、国の道路占用料の改定に準じまして、道路占用料の額を改めるというものでございます。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、70、71ページを御覧ください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございまして、79ページまでとなります。別表の現行と改正案でございまして、アンダーラインの箇所が改正箇所でございます。これは、国の道路占用料の改定に準じた道路占用料の額の改定でございまして、この占用料の額につきましては国で定めております額と同様でございます。

次に、議案書、こちらの145ページを御覧ください。議案第42号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

次の146ページ、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございまして、栃木市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するというものでございます。改正内容につきましては、別表中の道路占用料の額の改正でございまして、先ほど議案説明書の新旧対照表の内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、149ページ、附則でございましてけれども、施行期日としてはこの条例は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第3、議案第54号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） 続きまして、議案第54号 市道路線の認定についてでございます。

議案第54号 市道路線の認定についてご説明をいたします。議案書は171ページ、議案説明書はその2の114ページでございます。初めに、議案説明書その2の114ページを御覧ください。市道路線の認定でございます。提案理由でございますけれども、栃木地域内の新栃木駅東西自由通路、また民間開発行為により帰属された道路、栃木インター西土地区画整理事業区域内の主要区画道路、都賀地域内の民間開発により帰属された道路及び岩舟地域内の道路改良事業により整備された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、115ページです。市道路線認定位置図についてご説明を申し上げます。まず、11415号線につきましては、新栃木駅の東西を結ぶ連絡通路でございます。平成13年度に整備され、市が管理してまいりましたけれども、施設の維持管理の充実に図るため、市道に架かる橋りょうとして点検等を行うということで、市道として新たに認定を行うものでございます。

続きまして、116ページ、市道11416号線でございますが、片柳町1丁目地内におきまして民間開発行為により整備され、市に帰属された道路でございます。延長が約110メートルでございます。

続きまして、117ページ、118ページ、市道12324号線から市道12334号線の11路線につきましては、大宮地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路でございます。合計11路線、総延長が約1,950メートルでございます。

続きまして、119ページ、市道14374号線でございますが、栃木インター西土地区画整理事業区域内の主要区画道路を新規に市道認定するものでございまして、延長は1,138メートルでございます。

続きまして、120ページ、市道43405号線でございますが、都賀町家中において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路でございます。延長が約160メートルでございます。

続きまして、121ページ、市道62278号線でございますが、岩舟町静戸におきまして道路改良事業により整備された延長約71メートルの路線を市道に認定するものでございます。

位置図の説明につきましては以上でございます。

次に、議案書の171ページを御覧ください。市道路線の認定につきましてはでありまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、ただいま認定位置図についてご説明申し上げました合計16路線、これを市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

どなたかございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ただいまの説明の中で、民間開発から移譲されるものがあります。その民間開発から移譲されるという幅、側溝、その辺の施工というのは統一されて、きちっと指導されているのか、お伺いいたします。

○委員長（永田武志君） 菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） 民間開発につきましては、現在幅6メートルで舗装がされて、側溝、排水設備が完備されているという条件で開発行為のほうの許可が下りておるとい状況でございます。基本的にはその開発行為で造った道路につきましては、開発行為完了後、土地は市に帰属されるのですが、一応瑕疵担保期間ということで3年ほど見ておりまして、3年間は業者が管理して、それが完了した後、市道に認定して管理をしていくという形になっております。

○委員長（永田武志君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 確認をさせていただきます。

開発が終わったら、これが市のほうに移譲されるという前提的に書類は出ているのですか、それとも完成してからその辺は進行するのですか。

○委員長（永田武志君） 菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） 開発が終わりますと、業者のほうから市のほうに土地の移譲というか、市のほうに渡すという書類が出まして、それを基に市のほうで登記を行います。それで所有権については市のほうが持つという形になっております。

○委員長（永田武志君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望なのですが、今後そのような形があるときには、市のほうはやっぱり道路ぐらいを造るときの検査というか、やはり市のほうで預かりました、3年間、4年間から今度は物すごくお金がかかるということにならないように、その辺は市のほうで道路だけでも少し管理をする体制を取って完成したほうがいいのかなと思いますので、要望いたします。

○委員長（永田武志君） 要望ということでよろしくお願いたします。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 説明ありがとうございます。

今の市の道路の認定についてちょっと気になったのですけれども、気になったところが、新栃木駅の東西自由通路ということで、これが市の道路ということで認定するということでお聞きしましたけれども、ここは道路ということであれば、今度そういった車両の乗り入れというのも可能になるのですか。それと、あとは例えば2輪車に限定するとか、そういった限定つきの道路ということなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（永田武志君） 菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） こちらにつきましては、連絡通路につきましてはあくまでも歩道です。こちらにつきましては市が管理する歩道橋とか、そういう関係と同じような扱いになりまして、国で行っています橋りょうの長寿命化の点検とか、そういう関係が市道に認定することによって適用されるという形でございます。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。そうすると、もう車両の乗り入れはできないという判断でよろしいわけですね、あくまでも歩道専用と。道路といっても歩道専用という理解でよろしいわけですね。了解しました。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第54号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第4、議案第55号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第55号 市道路線の変更についてご説明を申し上げます。

議案書は173ページ、議案説明書はその2の122ページでございます。初めに、議案説明書その2の122ページを御覧ください。市道路線の変更でございます。提案理由でございますが、岩舟地域におきまして道路改良事業により整備された市道61251号線について、道路法第10条第2項の規定

に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、124、125ページの変更前後の位置図を御覧ください。岩舟町静地内におきまして道路改良事業により整備された道路でございます、当該路線の終点を52メートルほど南に延長して、既存の市道に接続するというものでございます。路線変更前後の位置につきましては以上でございます。

次に、議案書の173ページを御覧ください。道路法の規定に基づき、先ほど市道路線の変更位置図でご説明をいたしました路線について、市道路線を変更したいので、議会の議決を求めるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） 市道61251号線の路線なのですけれども、古いというか、道路はあったようなのですけれども、なぜ今まで市道として認定されていなかったのでしょうか。そのいきさつをちょっと教えてください。

○委員長（永田武志君） 菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） まず、この市道61251号線につきましては、市道に認定されていたのが変更前、こちら東西に延びる横の棒で、先が市道としては行き止まりという形になってございます。今回南のほうの部分について拡幅整備をしたということで、こちらの終点のほうを既存の市道まで延ばしたという形の変更でございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 拡幅の幅は、道路構造上、どんな形になったのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） 幅員につきましては、5メートルで拡幅という形でございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 市街化区域なので、側溝などはついているのですか。

○委員長（永田武志君） 菊池土木管理課長。

○土木管理課長（菊池照見君） 計画では両側側溝という計画でございましたけれども、取りあえず今回につきましては真ん中の舗装部分だけの整備という形になってございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 市街化区域のような感じなものですから、今後やっぱり側溝がないと排水、雨水のほうのことがちょっと心配なことがあります。この近く、岩舟の桐生岩舟線のほうは排水関

係のことで県と市のほうで今工事をやっているのです。だから、そのときにそういう排水とか雨水とかもやらないと、今後やる機会がなくなってしまうと思うのですが、そこら辺の見解をお伺いいたします。

○委員長（永田武志君） 澁江建設部長。

○建設部長（澁江和弘君） 現在県で整備しております県道整備につきましては、市のほうが負担金を出しながら排水の整備のほうをお願いしております、周辺の市道の改良につきましても当然ながらそこに集まるという水でございます。そこについては、今回この場所についての集水排水について、明確に私もその水については問題ないというふうに言いたいわけなのですが、そこについてもきちんと検討しながら、今現在は舗装をするということを前提にやっております、計画の中では先ほど話があったように、排水の計画も当然あるということでございますので、一気にできるということが本来望ましいのですけれども、その辺は県のほうの事業は粛々と進め、市のほうでの周辺市道の整備についての排水も、これは順次、適時やってまいりたいと思っておりますので、その辺でご理解いただきたいと思っております。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 市単独でもよろしいのですけれども、今後は国、県のほうの連携を取りながら地域づくりをやっていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。要望とさせていただきます。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第12号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第5、議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいま上程いただきました議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）のうち所管関係部分につきまして説明いたします。

まず、歳出から説明しますので、60、61ページをお開きください。2款1項5目財産管理費について説明します。補正額は3,932万9,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。下から2行目、市有建築物定期点検業務委託費につきましては、定期点検業務委託の入札による不用額を減額するものでございます。

次の市有建築物外壁調査業務委託費につきましても、外壁調査業務委託の入札による不用額を減額するものであります。

少し飛びまして、92、93ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について説明します。補正額は400万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。旧大平子どもセンターブロック塀改修事業費につきましては、当初ブロック塀をメッシュフェンスへ更新することとしていたものを、ブロック塀の上部を撤去し、低くすることで安全性を確保する計画に変更したため、改修工事費を減額するものであります。

続きまして、2目建築指導費について説明します。補正額は1,608万2,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。木造住宅耐震化促進事業費につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え及び耐震改修の補助申請件数が当初の見込みを下回るため、減額するものであります。

次のブロック塀等撤去改修工事費補助金につきましても、ブロック塀等撤去改修工事費補助金の補助申請件数が当初の見込みを下回るため、減額するものであります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費について説明します。職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給料について不用額が見込まれるため、減額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目道路維持費について説明します。補正額は4,850万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。舗装修繕事業費につきましては、国の第3次補正予算要求に伴い、令和3年度予定事業を前倒し執行するため、舗装修繕工事費を増額するものであります。

次の道路附属物点検事業費につきましても同様で、国の第3次補正要求に伴い、令和3年度予定

事業を前倒し執行するため、委託料を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費について説明します。補正額は5,023万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。2行目の市道各号線道路改良事業費につきましては、箱森町地内市道11094号線及び岩舟町和泉地内市道61266号線において用地交渉を進めてまいりました地権者との調整の結果、今年度の用地取得を見送ったため、土地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、国の第3次補正予算要求に伴い、令和3年度予定事業を前倒し執行するため、市道拡幅工事費及び物件移転等補償金を増額するものであります。

次の市道1024号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、防災安全交付金の交付決定額に合わせ執行を見直したことにより、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道11156号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、防災安全交付金の交付決定額に合わせ執行を見直したことにより、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、社会資本整備交付金の交付決定額に合わせ執行を見直したこと、及び入札により不用額が生じたため、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道1061号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、工事の入札により不用額が生じたため、市道拡幅工事を減額するものであります。

次の市道23051号線・1037号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、工事の入札により不用額が生じたため、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の今泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、入札により委託料の不用額が生じたこと、また電柱移設において配置計画の変更により補償金の不用額が生じたため、委託料及び物件移転等補償金を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費について説明します。補正額は150万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。橋りょう長寿命化点検事業費につきましては、入札により不用額が生じたため、道路構造物点検業務委託料を減額するものであります。

次のページをお開きください。3項2目河川改良費について説明します。補正額は2,078万3,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。清水川支川分水路整備事業費につきましては、工法を見直したことにより不用額が生じたため、館野川河川改修工事費を減額するものであります。

次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、工事の入札により不用額が生じたため、流末排水路整備工事費を減額するものであります。

次の雨水・浸水対策事業費につきましては、工事の入札により不用額が生じたため、大淵沼遊水

地整備工事費を減額するものであります。

次のページをお開きください。4項1目都市計画総務費について説明します。補正額は3,506万8,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。大規模盛土造成地変動予測調査委託費につきましては、早期に安全性を確認する必要のある調査箇所が減ったこと及び入札により費用額が生じたため、調査委託費を減額するものであります。

続きまして、2目土地区画整理費について説明します。補正額は4,900万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。新大平下駅前地区土地区画整理事業費につきましては、新大平下駅前第二土地区画整理事業において事業内容を精査した結果、不要となった委託料、工事費、負担金、補償金を減額するものであります。

次の磯山地区土地区画整理事業費につきましては、令和元年の台風19号で磯山地区全体にわたり浸水被害を受け、永野川の内水解析の結果を参考とすることにより、有効な対策を検討できるため、雨水排水処理計画策定業務の委託料を減額するものであります。

続きまして、4目公園費について説明します。補正額は275万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。栃木総合運動公園施設整備事業費につきましては、主に硬式野球場の給排水設備の一部において、当初の見込みより老朽化が進んでいなかったため、工事請負費を減額するものであります。

次の国民体育大会関連施設整備事業費につきましては、栃木総合体育館主競技場床張り替え工事費の入札による不用額を減額するものであります。

次の公園施設長寿命化対策事業費につきましては、国の第3次補正予算要求に伴い、令和3年度予定事業を前倒し執行するため、げんき公園遊具更新工事請負費を増額するものであります。

続きまして、5目まちづくり事業費について説明します。補正額は666万2,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。2行目、都市景観形成事業費につきましては、当初想定していた2棟の修景工事のうち1棟の工事が令和3年度に延期となったため、栃木市歴史的町並み景観形成補助金を減額するものであります。

次のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、官民連携まちなか再生推進支援業務委託において業務内容を精査した結果、当初予算額よりも低い金額で契約することができたため、不用額を減額するものであります。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費について説明します。補正額の増減はありませんが、財源内訳の特定財源のうち国庫支出金が増額となることから、財源内訳を変更するものであります。

飛びまして、120、121ページをお開きください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費について説明します。補正額は5億7,538万8,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。道路橋りょう災害復旧事業費、令和元年台風19号災害につきましては、現地精査を行い、復旧箇所が確

定した結果、当初見込みより道路等の被災箇所が少なかったため、不用となった委託料及び工事請負費を減額するものであります。

○委員長（永田武志君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） それでは、続きまして私のほうから歳入の所管関係部分についてご説明いたします。

44、45ページ、こちらをお開きください。15款1項3目災害復旧費国庫補助金につきましては1億5,406万3,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。道路橋りょう災害復旧事業負担金につきましては、復旧工事費が確定したため、補助金の決定額に合わせて災害復旧事業負担金を減額するものであります。

2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては2,403万6,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）につきましては、国の第3次補正要求において増額となった事業に対する交付金を増額するものであります。

次の防災・安全交付金（子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備）及び地域連携道路事業費補助金につきましては、同交付金、補助金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては3,199万9,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）及び社会資本整備総合交付金（国体関連施設整備事業）につきましては、国の第3次補正要求において増額となった事業に対する交付金を増額するものであります。

次の防災・安全交付金（大規模盛土造成地変動予測調査）につきましては、同交付金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

次のページをお開きください。社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）と、その次の官民連携都市再生推進事業費補助金につきましては、各補助金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に3節住宅費補助金につきましては255万3,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。社会資本整備総合交付金（市営住宅リフレッシュ事業）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて増額するものであります。

防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）につきましては、同交付金の決定額に合わせて減額するものであります。

少し飛びまして、50ページ、51ページをお開きください。16款2項4目2節林業費補助金につきましては29万8,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、同補助金の決定額に合わせて減額するものであります。

次の16款2項6目1節都市計画費補助金につきましては59万2,000円の増額でありまして、右の

説明欄を御覧ください。土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第二土地区画整理事業により整備する都市計画道路大平町役場通りに係る県補助金を増額するものであります。

次に、2節住宅費補助金につきましては329万5,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。民間住宅耐震改修等助成事業補助金及びブロック塀等撤去事業補助金につきましては、同補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

それでは、続きまして繰越明許費についてご説明をいたしますので、ページが戻りますが、8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページになります。下から3行目の8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金の繰越明許額330万円につきましては、栃木県発注の急傾斜地崩壊対策工事等において年度内の完了及び事業費の精算が見込めないことから、市の負担金を繰り越すものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業の繰越明許額590万円につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震建て替え工事について年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

次のページを御覧ください。市道各号線道路改良事業の繰越明許額1,061万円につきましては、太平山遊覧道路であります市道1032号線拡幅工事の入札において、不調による再度の入札手続に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道13249号線道路改良事業（栃木川原田町）の繰越明許額1,500万円につきましては、用地取得において建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額9,853万円につきましては、主に国の第3次補正予算要求に伴い令和3年度予定事業を前倒し執行するため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）の繰越明許額4,109万円につきましては、用地取得において建物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道1061号線歩道整備事業（大平新）の繰越明許額200万円につきましては、関係機関との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道23037号線道路改良事業（大平西山田）の繰越明許額520万円につきましては、用地取得において工作物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次のスマートインターチェンジ整備事業の繰越明許額3,920万円につきましては、委託先の東日本高速道路株式会社関東支社が工事の施工に期間を要し、年度内の完了及び負担金の精算が見込めないことから、負担金を繰り越すものであります。

次の市道43386号線道路改良事業（都賀合戦場）の繰越明許額2,362万円につきましては、電柱移

転に時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）の繰越明許額7,872万円につきましては、電柱移転に時間を要したため年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道61268、それから61262、そして61251号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額380万円につきましては、物件移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道1055号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額1億7,178万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により委託先のJR東日本が施工業者選定に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから委託料を繰り越すものであり、またJR東日本から取得する用地の協議に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び土地購入費を繰り越すものであります。

次の市道61074号線道路改良事業（岩舟三谷）の繰越明許額1,200万円につきましては、関係地権者との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから委託料を繰り越すものであります。

次の道路附属物点検事業の繰越明許額2,550万円につきましては、国の第3次補正予算要求に伴い令和3年度予定事業を前倒し執行するため、年度内の完了が見込めないことから委託料を繰り越すものであります。

次の舗装修繕事業の繰越明許額2,550万円につきましても、国の第3次補正予算要求に伴い令和3年度予定事業を前倒し執行するため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

それでは、次のページを御覧ください。10ページになります。橋りょう長寿命化修繕事業の繰越明許額3,930万円につきましては、永野川に係る上人橋の修繕工事において河川管理者である県との調整に不測の日数がかかり、年度内の完了が見込めないため、工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、3項河川費、河川排水路整備事業の繰越明許額3,270万5,000円につきましては、護岸整備工事の入札において不調による再度の入札手続に期間を要し、年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の清水川支川分水路整備事業の繰越明許額6,110万円につきましては、地下水の水位が上昇する影響などで工事を一時中止したことにより、年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、4項都市計画費、公園長寿命化対策事業の繰越明許額3,100万円につきましては、国の第3次補正予算要求に伴い令和3年度予定事業を前倒し執行するため、年度内の完了が見込め

ないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の応急対策事業（令和元年台風19号災害）（都市計画課）の繰越明許額472万2,000円につきましては、台風第19号により個人宅地に土砂が流入するなどの被害に遭われた方々に対し、その除去や復旧に係る費用の一部を支援する補助金でありまして、年度内の復旧完了が見込めないことから繰り越すものであります。

次の新大平下駅前地区土地区画整理事業の繰越明許額4,631万円につきましては、建物移転の補償交渉に不測の日数を要し、業務委託の発注時期が遅れ、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次のまちなか土地利用計画推進事業の繰越明許額805万円につきましては、官民連携まちなか再生推進支援業務において新型コロナウイルス感染症の影響により、未来ビジョンの検討会議が予定どおり開催できず、ビジョンの策定作業が遅れが生じ、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

それでは、11ページを御覧ください。一番下の行になります。11款2項災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業（令和元年台風19号災害）の繰越明許額1億7,947万円につきましては、橋りょうの災害復旧工事が主なものでありますが、河川管理者である県との調整に不測の日数がかかり、年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 8款3項2目の97ページの清水川支川の分水路の整備事業費ということで、今災害がすごいというのに、なぜこの辺の1,420万円ですか、減額になったのか、詳細に説明お願いいたします。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） この減額につきましては、先ほど説明しましたけれども、工法の見直しということで、具体的に当初底をコンクリートで施工する予定でございました。ですけれ

ども、碎石にしてやることで管理もちゃんとできるということが確認できたことによりまして、コンクリートから工法検討により碎石になったことによる減額変更でございます。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにありますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 土木管理費で木造住宅耐震化促進事業費というのが減額で1,400万円ということで出ております。ご説明だと、民間の申請者が当初見込みより下回ったというようなご説明をいただきましたけれども、これだけの申請の見込額を下回って、次年度の予算にも絡むのですが、予算はそんなに減額はしていないのです。だから、この辺の見誤りというか、見積りの違いというのはどうだったのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（永田武志君） 稲田建築課長。

○建築課長（稲田菊二君） 大きく減となった理由でございますが、耐震改修、耐震建て替えに関する予算につきましては、今までの実績、耐震診断の申請件数などを基に想定しております。昨年度は、消費税の影響で一時的に申請件数が落ち込みましたが、年々増加傾向にあったため、今年度は申請件数も申請数も回復するものと想定しておりました。

今年度の耐震改修、耐震建て替えの合計件数は、昨年度の合計件数と同じ、同数となりましたが、昨年より増加させることができなかつた要因としては、令和元年の台風19号により被災した住宅の所有者の方々が、本制度ではなく、環境課の公費解体制度を利用したことなどが考えられます。また、木造住宅耐震化促進事業の国の防災安全交付金と合わせて県の交付金などを財源としておりますが、こちらの交付金につきましては例年2月に実施される計画変更により減額等を行うことで執行の精査をしておりましたが、年度末の減額変更は国費の不用額に直結するため、適正な予算執行を行うよう国から事務連絡がございました。そのため、今年度につきましては県内各市町とも国費の要求額を9月の中旬時点で交付決定件数と年度末までの見込み件数で決定せざるを得ない状況でございました。こちらも要因の一つであると考えております。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そういう理由でということでした。消費税の影響もあったし、また台風の被災したところで、そちらのほうで手当をしたとか、そういった理由で、またほかもろもろの今ご説明いただいたということで、了解しました。ありがとうございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 線越明許費のことについてお伺いをいたします。

9ページ、8の土木費、道路橋りょう費、市道1055号線道路改良工事（岩舟静）の件なのですが、これについてはコロナウイルス感染症の関係で執行できなかったというような話をお聞きしましたけれども、そのコロナの影響力の内容について、もっと詳細にお伺いをいたします。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 先ほどコロナの関係と説明しましたが、これにつきましては委託がJRに対する委託事業でございます。その関係で、ちょっと説明を受けた中で、そういう影響があったということを知っていますが、実質は複合的にJRの作業が遅れているという事実がありますので、その件に関しても繰越しになりますけれども、早期完成をJRに対しては要望してまいりたいと思いますので、以上でございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） JRのほうに委託する物件だということで、市のほうは委託物件ということになっていますが、今年度についてはコロナの関係について影響力があった工事物件とか工事に対して、コロナ対策はどのように業者のほうに指導していったか、お伺いをいたします。

○委員長（永田武志君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 工事全般にわたりますと、コロナ感染に伴う現場管理につきましても3密とか、そういう定期的な健康診断とかを確認しながら工事を進めなさいという国からの指導もございます。担当者もそういうコロナに関しても、工事も遅れないのを大前提としまして、注意深く現場管理をするというような指導も行っているところでございます。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 新型コロナウイルスに関しては、まだ先行きが見えない状況でございますので、やはり市の工事物件、現場のほうからコロナが発生しないような、今後とも対策をお願いしたいと思います。そこはいかがでしょうか。

○委員長（永田武志君） 澁江建設部長。

○建設部長（澁江和弘君） 今のコロナの関係でございますけれども、今現在も栃木市内から感染者が少なからず何名か出ている状況でございますし、いつ何どき市職員をはじめ建設業界のところに波及するかもしれないということで、市をはじめ相当なコロナの対策を練っております。当然ながら業者も一市民ということで、栃木市の感染対策については十分熟知してもらっていますし、これからは担当部署、担当職員を介してきちんとそういう対応ということは常に気をつけるように周知してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 引き続き励行をお願いいたします。

以上です。要望です。

○委員長（永田武志君） これでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第6、議案第17号 令和2年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

堀江企業経営課長。

○企業経営課長（堀江克実君） ただいまご上程いただきました議案第17号 令和2年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の225ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則は令和2年度栃木市水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。収益的収入ですが、第1款第2項営業外収入を1,234万7,000円増額補正いたしまして、2億5,379万9,000円とするものです。これにつきましては、菌部、川連浄水場災害復旧工事において事業の査定を経た結果、補助対象事業のうち令和元年度施工分に対する国庫補助金収入を増額補正するものです。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、226ページの表を御覧ください。資本的収入ですが、第1款第1項企業債を1億8,640万円減額補正しまして8億7,360万円に、同3項補助金を2億8,631万6,000円減額し、1,368万4,000円とするものです。

資本的支出は、第1款第1項建設改良費を3億円減額補正しまして、20億8,141万5,000円とする

ものです。これにつきましては、令和元年度東日本台風により被災した菌部浄水場及び大平川連浄水場の復旧工事において工事内容を精査し、災害復旧事業査定を経た結果、一部の工事請負費が不要になったことから補正減を行うものであります。

なお、第3条の説明文は、資本的収入及び支出の変更による補填内容の変更を示したものであります。

続きまして、補正予算に関する説明書の232ページを御覧ください。1の令和2年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、233ページ、2の令和2年度栃木市水道事業予定キャッシュフロー計算書、234ページ、235ページの3の令和2年度栃木市水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、収入支出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第7、議案第18号 令和2年度栃木市下水道事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構です。

堀江企業経営課長。

○企業経営課長(堀江克実君) ただいまご上程いただきました議案第18号 令和2年度栃木市下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の227ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則は令和2年度栃木市下水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによるものです。

第2条の資本的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。資本的収入ですが、第1款第1項企業債を1億550万円減額補正いたしまして9億5,030万円とし、同2項補助金を1億5,000万円減額補正しまして8億4,500万1,000円とするものです。

次のページの資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を3億円減額補正しまして14億3,935万4,000円とするものです。これにつきましては、令和元年度東日本台風により放流先である永野川が被災し、その復旧工事との調整が必要となったことから、公共下水道雨水渠整備事業調整池基盤整備工事費を減額するものです。

なお、第2条の説明文は、資本的収入及び支出の変更による補填内容の変更を示したものであります。

第3条の流域下水道事業を目的とする企業債の限度額の補正につきましては、既決の予定額8,800万円を4,450万円増額補正し、1億3,250万円とするものです。これにつきましては、渡良瀬川下流流域大岩藤処理区において、県が施工する施設老朽化による改修工事に伴う市負担金の財源補正をするものです。

続きまして、補正予算に関する説明書の238ページを御覧ください。1の令和2年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、239ページ、2の令和2年度栃木市下水道事業予定キャッシュフロー計算書、240、241ページの3の令和2年度栃木市下水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(永田武志君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、収入支出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（永田武志君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

（午前10時22分）